

関税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文目次

- 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）（第一条関係） 1
- 経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（平成二十九年政令第十号）（第二条関係） 48
- 関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十五号）（附則第三条関係） 49

改 正 案	現 行
<p>（関税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（省 略）</p> <p>第四条の三中「オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止」を「経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正」に、「生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。」並びに「を」を「修正対象物品であるものを除く。」に、「とする」を「並びに同法第七条の八第一項に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする」に改める。</p> <p>（省 略）</p> <p>第六十一条第一項第二号中「（以下この号において「オーストラリア協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」を「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この号において「環太平洋包括的及び先進的な協定」という。）に改め、同号イ(1)中「ことを」を「ことにつき、経済連携協定の規定に基づき、協定締約国の権限ある当局（協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に権限を有する機関をいう。）が証明した書類又は当該書類の作成をする</p>	<p>（関税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>同 上</p> <p>第四条の三中「第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに同法を削り、「とする」を「並びに同法第七条の八第一項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする」に改める。</p> <p>同 上</p> <p>第六十一条第一項第二号中「（以下この号において「オーストラリア協定」という。）又は経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」を「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定又は環太平洋パートナーシップ協定（以下この号において「環太平洋協定」という。）に改め、同号イ(1)中「ことを」を「ことにつき、経済連携協定の規定に基づき、協定締約国の権限ある当局（協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に権限を有する機関をいう。）が証明した書類又は当該書類の作成をすることができる者として当該権限ある当局の認定</p>

ことができる者として当該権限ある当局の認定を受けた者が」に改め、「書類（」の下に「いずれも環太平洋包括的及び先進的協定に係るものを除く。」を、「において」の下に「これらの書類を」を加え、同号イ(2)中「オーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるもの（以下この号において「オーストラリア原産品」という。）」を「締約国原産品」に、「オーストラリア協定第三・十六条」を「経済連携協定」に改め、「作成されたもの（」の下に「環太平洋包括的及び先進的協定第三章（原産地規則及び原産地手続）附属書三―A7（その他の制度）に規定する書類を含む。」を加え、「オーストラリア協定原産品申告書」を「締約国原産品申告書」に、「がオーストラリア原産品」を「が当該締約国原産品」に、「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改め、同条第四項中「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改め、同条第五項中「オーストラリア協定原産品申告書」を「締約国原産品申告書」に改め、同項ただし書中「場合において」を「ものであるとき」に改める。

(省略)

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第五条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条―第十九条」を「第十条の二―第十九条の十一」に改め、「第三章の二 経済連携協定（第十九条の二・第十九条の三）」を削り、「第五章 特惠関税等（第二十五条―第三十一条）」を「第五章 特惠関税等（第二十五条―第三十一条）」を
第五章の二 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸

を受けた者が」に改め、「書類（」の下に「いずれも環太平洋協定に係るものを除く。」を、「において」の下に「これらの書類を」を加え、同号イ(2)中「オーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるもの（以下この号において「オーストラリア原産品」という。）」を「締約国原産品」に、「オーストラリア協定第三・十六条」を「経済連携協定」に改め、「作成されたもの（」の下に「環太平洋協定第三章（原産地規則及び原産地手続）附属書三―A7（その他の制度）に規定する書類を含む。」を加え、「オーストラリア協定原産品申告書」を「締約国原産品申告書」に、「がオーストラリア原産品」を「が当該締約国原産品」に、「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改め、同条第四項中「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改め、同条第五項中「オーストラリア協定原産品申告書」を「締約国原産品申告書」に改め、同項ただし書中「場合において」を「ものであるとき」に改める。

同上

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第五条 同上

目次中「第十一条―第十九条」を「第十条の二―第十八条」に、「第十九条の二・第十九条の三」を「第十九条―第十九条の十」に、「第五章 特惠関税等（第二十五条―第三十一条）」を「第五章 特惠関税等（第二十五条―第三十一条）」を
第五章の特恵関税等（第二十五条―第三十一条）

出された貨物の免税（第三十一条の二・第三十一条の三）」に、「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に、「第七章 減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）」を「第七章 減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）」に改める。

第三章中第十一条の前に次の三条を加える。

（経済連携協定）

第十条の二 法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

- 一 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定
- 二 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
- 三 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
- 四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定
- 五 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定
- 六 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
- 七 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定
- 八 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定

の二 環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税（第三十一条の二・第三十一条の三）」に、「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に、「第七章 減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）」を「第七章 減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）」に改める。

第三章中第十一条の前に次の一条を加える。

（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものの確認方法）

第十条の二 法第七条の三第一項ただし書に規定する環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第六十一条第一項第二号イ(2)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。

2 関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項本文中「締約国原産地証明書、締約国原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「締約国原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請）」と

九 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定

十 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

十一 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

十二 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定

十三 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

十四 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）

十五 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定

十六 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）

（経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法）

第十条の三 法第七条の三第一項ただし書、同条第六項において準用する同条第四項及び法第七条の五第一項第一号に規定する経済連携協定（法第七条の三第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第六十一条第一項第二号イ(1)又は(2)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。

2 関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項本文中「締約国原産地証明書、締約国原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「締約国原産地証明書及び締

同条第五項中「締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書は、これら」とあるのは「締約国原産品申告書は、これ」と読み替えるものとする。

「約国原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告」（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請。次項において同じ。））と読み替えるものとする。

（輸入数量の算出に係る政令で定める日）

第十條の四 法第七條の三第一項ただし書及び同條第六項において準用する同條第四項に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

2 法第七條の五第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

3 法第七條の六第一項第一号及び第二項ただし書並びに同條第五項において準用する法第七條の三第四項に規定する政令で定める日は、法第七條の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

第十三條中「こと、」を「こと又は」に改め、「又は法第七條の八第二項に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉であること」を削り、「物品、」を「物

第十三條中「こと、」を「こと又は」に改め、「又は法第七條の八第二項に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉であること」を削り、「当該物品、」を

品又は」に改め、「又は当該生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉」を削る。

第十四条第一項中「第二十五条第四項の表」の下に「及び別表第一」を加え、「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、同項ただし書中「第十九条の三第二号」を「第十九条の八第二項第二号」に改め、同条第三項後段を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に、「第七条の三第一項ただし書」を「第七条の三第六項において準用する同条第四項」に、「同項ただし書に規定する法第九条の二第一項」を「同項のオーストラリア協定の規定に基づき関税」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項に規定する日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

第十八条第二項中「の数量」の下に「（次項において「統計上数量」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、第十条の四第二項に規定する日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍

「当該物品又は」に改め、「又は当該生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉」を削る。

第十四条第一項中「提示とする」の下に「。別表第一において同じ」を加え、「同表の」を「法の別表第一の六の」に、「及び第四項」を、「次項及び第五項」に改め、同項ただし書中「第十九条の三第二号」を「第十九条の八第二項第二号」に改め、同条第四項中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、環太平洋協定が環太平洋協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）について効力を生ずる日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とし、環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日（以下この項において「オーストラリア発効日」という。）の属する月における経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける法第七条の三第一項ただし書に規定する飼料用麦の輸入数量は、オーストラリア発効日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

第十八条及び第十八条の二を削る。

牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十八条の二を削る。

第十九条第一項中「同表の一三の項」を「法の別表第一の六の一三の項」に、「当該物品」を「物品」に、「当該生きている豚」を「生きている豚」に改め、同条第二項中「計上された月ごとの」を「計上される」に、「において同じ。」を「及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の場合において、第十条の四第三項に規定する日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十九条第一項中「同表の」を「法の別表第一の六の」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、当該年度中における法第七条の六第一項に規定する第一項に係る協定対象外輸入数量を算出するときは、前項中「係る数量」と、「とあるのは、「係る数量」と、「統計計上数量」という。）とあるのは「統計計上数量」という。）（環太平洋協定が環太平洋協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この項において同じ。）について効力を生ずる日の属する月においては、法第七条の六第一項に規定する豚肉等の統計計上数量（当該締約国（以下この項において「発効国」という。）を原産地とするものに係る統計計上数量（同月の初日から環太平洋協定が発効国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した数量）と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量（発効国

第十九条の二を次のように改める。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度(以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。)の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十三の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法(明治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)

(が基準価格(関税率法別表(以下「関税率表」という。)第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつ

を原産地とするものに係る数量にあつては、環太平洋協定が発効国について効力を生ずる日から同月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した数量とする。)を除く。)とする。
「と、」とする。

3 前項の規定は、第一項の場合において、当該年度中における法第七条の六第二項に規定する第二項に係る協定対象外輸入数量を算出するときについて準用する。この場合において、前項中「法第七条の六第一項に規定する豚肉等」とあるのは、「法第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等」と読み替えるものとする。

ては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十六の項において同じ。)以上のものに限る。

(省 略)

第十九条の三第一号中「同年度の発動日(法第七条の八第一項に規定する発動日をいう。次号イにおいて同じ)」を「オーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における法第七条の八第一項に規定する発動期間の開始の日(次号イにおいて「発動日」という)に、「同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「オーストラリア協定適用牛肉」に改め、「輸入数量が」の下に「オーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における」を加え、同条第二号中「しなかつたもの」を「しなかつたオーストラリア協定適用牛肉」に改め、同号イ中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に、「協定発効日」を「オーストラリア協定発効日」に、「協定発効年度」を「オーストラリア協定発効年度」に改め、同号ロ中「協定発効年度」を「オーストラリア協定発効年度」に、「協定発効日」を「オーストラリア協定発効日」に、「法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「オーストラリア協定適用牛肉」に、「同項」を「オーストラリア協定適用牛肉に係る当該各年度における法第七条の八第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉又は環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

第十九条を第十八条とする。

同 上

第十九条の三第一号中「同年度の発動日(法第七条の八第一項に規定する発動日をいう。次号イにおいて同じ)」を「オーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における法第七条の八第一項に規定する発動期間の開始の日(次号イにおいて「発動日」という)に、「同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「オーストラリア協定適用牛肉」に改め、「輸入数量が」の下に「オーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における」を加え、同条第二号中「しなかつたもの」を「しなかつたオーストラリア協定適用牛肉」に改め、同号イ中「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「オーストラリア協定」に、「協定発効日」を「オーストラリア協定発効日」に、「協定発効年度」を「オーストラリア協定発効年度」に改め、同号ロ中「協定発効年度」を「オーストラリア協定発効年度」に、「協定発効日」を「オーストラリア協定発効日」に、「法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「オーストラリア協定適用牛肉」に、「同項」を「オーストラリア協定適用牛肉に係る当該各年度における法第七条の八第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉又は環太平洋協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

第三章の二中第十九条の三を第十九条の八とし、同条の次に次の三條を加える。

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日）

第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）

第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉とする。

2 法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
	財務大臣	税関長	
第七条の八第四項	毎月末	毎旬の末日	同日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日をいう。）の日数は、算入しない。）を経過し
	翌月末日	毎旬の末日	

第三章の二中第十九条の三を第十九条の八とし、同条の次に次の二條を加える。

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日）

第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）

第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品は、環太平洋協定適用牛肉とする。

2 同上

読み替える法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
	財務大臣	税関長	
第七条の八第四項	毎月末	毎旬の末日	同日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）の日数は、算入しない。）を経過した日
	翌月末日	毎旬の末日	

た日

3 前項の規定にかかわらず、環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
	財務大臣	税関長	
第七条の八第四項	毎月末 の輸入数量	毎旬の末日	毎旬の末日 の輸入数量（以下この項において「第一輸入数量」という。）
	翌月末日		同日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日）をいう。以下この項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日までに、当該年度の各四半期の初日から当該四半期の毎旬の末日までの修正対象物品の輸入数量（以下

た日

3 前項の規定にかかわらず、環太平洋協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
	財務大臣	税関長	
第七条の八第四項	毎月末 の輸入数量	毎旬の末日	毎旬の末日 の輸入数量（以下この項において「第一輸入数量」という。）
	翌月末日		同日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日）をいう。以下この項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日までに、当該年度の各四半期の初日から当該四半期の毎旬の末日までの修正対象物品の輸入数量（以下この項において「第

当該輸入数量	この項において「第二輸入数量」という。）を同日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日
第二輸入数量	当該第一輸入数量又は

（法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率）
第十九条の十一 法第七条の九第三号に規定する政令で定める税率は、環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた税率とする。

第十九条の二の次に次の五条を加える。

当該輸入数量	二輸入数量」という。）を同日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日
第二輸入数量	当該第一輸入数量又は

第十九条の二第十四号を次のように改める。

十四 オーストラリア協定

第十九条の二に次の一号を加える。

十六 環太平洋協定

第三章の二中第十九条の二を第十九条とし、同条の次に次の六条を加える。

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品）

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度（第十九条の四第二項、第十九条の十第三項及び同表の三十八の項において「環太平洋協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十四の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量)
 第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物品	輸入数量
別表第一の一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下「オーストラリア協定適用生鮮等牛肉」という。)	オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及び別表第一の三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下「環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」という。)(関税率表第〇二・〇一項に掲げる物品であつてオーストラリアを原産地とするものに限る。)の輸入数量の合計数量
別表第一の二の項の中欄	オーストラリア協定適用冷凍牛肉

数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が基準価格(同法別表(以下「関税率表」という。)(第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二二号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十八の項において同じ。)以上のものに限る。)

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量)
 第十九条の三 同上

物品	輸入数量
別表第一の一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この表及び第十九条の七第一号において「オーストラリア協定適用生鮮等牛肉」という。)	オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量と別表第一の三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下「環太平洋協定適用牛肉」という。)(関税率表第〇二・〇一項に掲げる物品であつてオーストラリアを原産地とするものに限る。)の輸入数量との合計数量
別表第一の二の項の中欄	オーストラリア協定適用冷凍牛肉

<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉</p>	<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量の合計数量（次条において「合計輸入数量」という。）</p>	<p>に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「オーストラリア協定適用冷凍牛肉」という。）</p>	<p>の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（関税率表第〇二・〇二項に掲げる物品であつてオーストラリアを原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量</p>
---------------------------	---	---	---

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）

第十九条の四 環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 その年度における合計輸入数量が、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の一月三十一日以前において超えた場合 その超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日という。以下この項及び次項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日（同日がこの項に規定する場合に該当することとなつた旬の次の旬の初日から起算

<p>環太平洋協定適用牛肉</p>	<p>環太平洋協定適用牛肉の輸入数量とオーストラリア協定適用生鮮等牛肉及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量との合計数量（次条において「合計輸入数量」という。）</p>	<p>に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第一号において「オーストラリア協定適用冷凍牛肉」という。）</p>	<p>の輸入数量と環太平洋協定適用牛肉（関税率表第〇二・〇二項に掲げる物品であつてオーストラリアを原産地とするものに限る。）の輸入数量との合計数量</p>
-------------------	---	---	---

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）

第十九条の四 環太平洋協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 その年度における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の一月三十一日以前において超えた場合 その超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日という。以下この項及び次項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日（同日がこの項に規定する場合に該当することとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、

して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を超過した日の翌日からこの項に定める期間の終了日までの間の日である場合にあっては、当該期間の終了日の翌日。以下この項において「発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 その年度における合計輸入数量が、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の二月中において超えた場合発動日からその超えることとなった旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を超過した日から起算して四十五日を超過する日まで

三 その年度における合計輸入数量が、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の三月中において超えた場合発動日からその超えることとなった旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を超過した日から起算して三十日を超過する日まで

2 前項の規定にかかわらず、環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第一号に掲げる場合に該当することとなった旬と第四号に掲げる場合に該当することとなった旬が同じ旬である場合にあっては当該各号に定める期間のうちいずれか長い期間とし、第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなった旬と第四号に掲げる場合に該当することとなった旬が同じ旬である場合にあっては同号に定める期間とする。

算入しない。）を超過した日の翌日からこの項に定める期間の終了日までの間の日である場合にあっては、当該期間の終了日の翌日。以下この項において「発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 その年度における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の二月中において超えた場合発動日からその超えることとなった旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を超過した日から起算して四十五日を超過する日まで

三 その年度における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の三月中において超えた場合発動日からその超えることとなった旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を超過した日から起算して三十日を超過する日まで

2 前項の規定にかかわらず、環太平洋協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、環太平洋協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第一号に掲げる場合に該当することとなった旬と第四号に掲げる場合に該当することとなった旬が同じ旬である場合にあっては当該各号に定める期間のうちいずれか長い期間とし、第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなった旬と第四号に掲げる場合に該当することとなった旬が同じ旬である場合にあっては同号に定める期間とする。

一 前項第一号に掲げる場合 その超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日（同日がこの項本文に規定する場合に該当することとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日の翌日からこの項本文に定める期間の終了日までの間の日である場合にあつては、当該期間の終了日（その日が二以上ある場合には、最も遅い日）の翌日。以下この項において「発動日」という。）から当該年度の末日まで

二 前項第二号に掲げる場合 発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して四十五日を経過する日まで

三 前項第三号に掲げる場合 発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して三十日を経過する日まで

四 その年度の各四半期における合計輸入数量が、環太平洋協定的及び先進的協定適用牛肉に係る当該四半期における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を超えた場合 発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して九十日を経過する日まで

3 別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、その年度における環太平洋包括

一同上

二同上

三同上

四 その年度の各四半期における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該四半期における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を超えた場合 発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して九十日を経過する日まで

3 別表第一の二十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び第十九条の七第二号において「環太平洋協定適用ホエイ」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、その年度における環太平洋協定適用ホエイの輸入

的及び先進的協定適用ホエイの輸入数量が環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイに係る当該年度における同項に規定する輸入基準数量を超えることとなつた月の翌々の初日から当該年度の末日までの期間（当該期間において環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイが同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けている期間を除く。）とする。

（法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日）

第十九条の五 法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日は、別表第一の四の項から二十三の項まで又は二十七の項から三十五の項までの各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該経済連携協定が当該物品の原産地である国について効力を生ずる日とする。

（法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率）

第十九条の六 法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める税率とする。

一 オーストラリア協定 オーストラリア協定に定められた基準税率

二 環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた税率

（法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品）

第十九条の七 法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める物品とする。

一 オーストラリア協定 オーストラリア協定適用生鮮等牛肉又はオーストラリア協定適用冷凍牛肉（次条において「オーストラリア協定適用牛肉」という。）であつて、法第七条の八第一

数量が環太平洋協定適用ホエイに係る当該年度における同項に規定する輸入基準数量を超えることとなつた月の翌々の初日から当該年度の末日までの期間（当該期間において環太平洋協定適用ホエイが同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けている期間を除く。）とする。

（法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日）

第十九条の五 法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日は、別表第一の四の項から二十五の項まで又は二十九の項から三十七の項までの各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該経済連携協定が当該物品の原産地である国について効力を生ずる日とする。

（法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率）

第十九条の六 同上

一 同上

二 環太平洋協定 環太平洋協定の付録に定められた税率

（法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品）

第十九条の七 法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める修正対象物品とする。

一 同上

項に規定する発動期間の開始の日前において本邦に向けて送り出されたものであることを船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により税関長が認めたもの

二 環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉又は環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

第三章の二の章名を削る。

(省 略)

第二十五条第四項の表の一の項中「第七条の七第一項」を「第七条の三第一項ただし書」に改め、同表の三の項中「第十九条の二各号」を「第十条の二各号」に改める。

第二十六条第二項中「別表」を「別表第二」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出

された貨物の免税

(加工又は修繕の指定)

第三十一条の二 法第八条の七に規定する政令で定める加工又は修繕は、環太平洋包括的及び先進的協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第B節（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・六条3(a)又は(b)（修理及び変更の後に再輸入される産品）に規定する作業又は工程とする。

(加工又は修繕用貨物についての規定の準用)

第三十一条の三 第二十二条の規定は法第八条の七の規定により関

二 環太平洋協定 環太平洋協定適用牛肉又は環太平洋協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

同上

第二十五条第一項及び第二項第一号から第五号までの規定中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第六号中「第十九条の二第二号」を「第十九条第二号」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第七号中「第十九条の二第八号」を「第十九条第八号又は第十六号」に改め、同条第三項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十六条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出

された貨物の免税

(加工又は修繕の指定)

第三十一条の二 法第八条の七に規定する政令で定める加工又は修繕は、環太平洋協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第B節（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・六条3(a)又は(b)（修理及び変更の後に再輸入される産品）に規定する作業又は工程とする。

(加工又は修繕用貨物についての規定の準用)

第三十一条の三 同上

税の免除を受けようとする貨物を輸出しようとする者について、第二十三条（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定は当該関税の免除を受けようとする者について、それぞれ準用する。

2 関税定率法施行令第五条の三（再輸入の期間の延長の承認申請手続）の規定は、法第八条の七の税関長の承認を受けようとする者について準用する。

第三十二条第二項第五号を同項第十号とし、同項第四号を同項第九号とし、同項第三号中「限る」の下に「。次条第二項第三号において同じ」を加え、同号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 関税率表第一一〇八・一二号に掲げるともろこしでん粉（コーンスターチ）、関税率表第一一〇八・一三号に掲げるばれいしよでん粉、関税率表第一一〇八・一四号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉及び関税率表第一一〇八・一九号に掲げるその他のでん粉のうち、関税割当制度に関する政令別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一一九〇一・二〇号及び第一一九〇一・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの、でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの

（省 略）

第三十二条第二項第一号中「（昭和三十六年政令第五百十三号）」を削り、「以内のもの」の下に「（次号及び第六号において「関税割当チーズ」という。）」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げるミルク及びクリー
ム（いずれも独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定

2 同上

第三十二条第二項中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 同上

同上

一 関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げるミルク及びクリー
ム（いずれも独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定

に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第十七条第一項（指定乳製品等の輸入）に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（次号及び第三号並びに別表第一の二十四の項において「機構輸入品」という。）を除く。）のうちチョコレートの原料として使用するもの

二 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ（いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの（次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。））、同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの（次号及び別表第一の二十四の項において「関税割当調製粉乳用ホエイ」という。）並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。）のうち青色に着色したもの（農林水産省令で定める方法により着色したものに限り。次条第二項第二号において同じ。）であつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの

三 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ（いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ及び関税割当飼料用ホエイを除く。）並びに関税率表第〇四〇四・九〇号の一に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一

に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第十七条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（次号及び第三号並びに別表第一の二十六の項において「機構輸入品」という。）を除く。）のうちチョコレートの原料として使用するもの

二 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ（いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの（次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。））、同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの（次号及び別表第一の二十六の項において「関税割当調製粉乳用ホエイ」という。）並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。）のうち青色であると認められるものであつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの

三 同上

九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの及び関税割当調製粉乳用ホエイ以外のものであつて、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの

第三十三条第一項第三号中「同条第二項第一号及び第二号」を「第二項第四号から第六号まで」に改め、同条第二項第二号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該物品が前条第二項第二号に掲げるホエイ及び調製ホエイのうち青色に着色したものであるとき その旨を記載した農林水産大臣の証明書

第三十三条第三項中「又は第九号」を「若しくは第九号又は同条第二項第二号若しくは第七号」に、「同項第七号」を「同条第一項第七号」に改め、同条第四項中「第二号、第四号若しくは第五号」を「第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号」に改め、同条第七項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第二号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、「前条第一項第三号」の下に「又は第二項第二号」を加え、同条第十二項中「前条第一項第九号」の下に「又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第七号」を加え、同条第十四項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改める。

(省 略)

別表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一 (第十九条の二関係)

項名	経済連携協定	品名
----	--------	----

第三十三条第一項第三号中「同条第二項第一号及び第二号」を「同条第二項第四号から第六号まで」に改め、同条第二項第二号中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改め、同条第三項中「又は第九号」を「若しくは第九号又は同条第二項第二号若しくは第七号」に、「同項第七号」を「同条第一項第七号」に改め、同条第四項中「第二号、第四号若しくは第五号」を「第三号から第六号まで、第九号若しくは第十号」に改め、同条第七項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第二号」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、「前条第一項第三号」の下に「又は第二項第二号」を加え、同条第十二項中「前条第一項第九号」の下に「又は法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第七号」を加え、同条第十四項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第八号」に改める。

同 上

別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一 (第十九条の二関係)

項名	経済連携協定	品名
----	--------	----

一	二	三	四
オーストラリア 協定	オーストラリア 協定	環太平洋包括的 及び先進的協定	環太平洋包括的 及び先進的協定
関税率表第〇二・〇一項に掲げる物 品	関税率表第〇二・〇二項に掲げる物 品	関税率表第〇二・〇一項、第〇二・ 〇二項、第〇二〇六・一〇号の一及 び第〇二〇六・二九号の一に掲げる 物品	関税率表第〇二〇三・一一号の二、 第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇 三・一九号の二、第〇二〇三・二一 号の二、第〇二〇三・二二号の二、 第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇 六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六 ・四九号の二の(二)に掲げる物品(以 下この表において「豚肉」という。)であつて、オーストラリアを原産 地とするもの(環太平洋包括的及び 先進的協定がオーストラリアについ て効力を生ずる日(十四の項におい て「オーストラリア発効日」という 。)以後に輸入申告がされるものに 限る。)

一	二	三	四	五
オーストラリア 協定	オーストラリア 協定	環太平洋協定	環太平洋協定	環太平洋協定
関税率表第〇二・〇一項に掲げる物 品	関税率表第〇二・〇二項に掲げる物 品	関税率表第〇二・〇一項、第〇二・ 〇二項、第〇二〇六・一〇号の一及 び第〇二〇六・二九号の一に掲げる 物品	関税率表第〇二〇三・一一号の二、 第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇 三・一九号の二、第〇二〇三・二一 号の二、第〇二〇三・二二号の二、 第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇 六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六 ・四九号の二の(二)に掲げる物品(以 下この表において「豚肉」という。)であつて、アメリカ合衆国を原産 地とするもの(環太平洋協定がアメ リカ合衆国について効力を生ずる日 (十五の項において「アメリカ発効 日」という。)以後に輸入申告がさ れるものに限る。)	豚肉であつて、オーストラリアを原 産地とするもの(環太平洋協定がオ ーストラリアについて効力を生ずる 日(十六の項において「オーストラ リア発効日」という。)以後に輸入

五 環太平洋包括的 及び先進的協定	六 環太平洋包括的 及び先進的協定	七 環太平洋包括的 及び先進的協定	八 環太平洋包括的 及び先進的協定
豚肉であつて、カナダを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がカナダにおいて効力を生ずる日（以下この表において「カナダ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、シンガポールを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がシンガポールにおいて効力を生ずる日（十六の項において「シンガポール発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、チリを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がチリにおいて効力を生ずる日（十七の項及び三十四の項において「チリ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ニュージーランドを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がニュージーランドにおいて効力を生ずる日（十八の項、二十八の項及び三十五の項において「ニュージーランド発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）

六 環太平洋協定	七 環太平洋協定	八 環太平洋協定	九 環太平洋協定
申告がされるものに限る。） 豚肉であつて、カナダを原産地とするもの（環太平洋協定がカナダにおいて効力を生ずる日（以下この表において「カナダ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、シンガポールを原産地とするもの（環太平洋協定がシンガポールにおいて効力を生ずる日（十八の項において「シンガポール発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、チリを原産地とするもの（環太平洋協定がチリにおいて効力を生ずる日（十九の項及び三十六の項において「チリ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ニュージーランドを原産地とするもの（環太平洋協定がニュージーランドにおいて効力を生ずる日（二十の項、三十の項及び三十七の項において「ニュージーランド発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）

十三 環太平洋包括的及び先進的協定	十二 環太平洋包括的及び先進的協定	十一 環太平洋包括的及び先進的協定	十 環太平洋包括的及び先進的協定	九 環太平洋包括的及び先進的協定
豚肉であつて、メキシコを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定が生ずる日（二十二の項、三十の項及び三十二の項において「マレーシア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、マレーシアを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がマレーシアについて効力を生ずる日（二十二の項、三十の項及び三十二の項において「マレーシア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ペルーを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がペルーについて効力を生ずる日（二十一の項において「ペルー発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ベトナムを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がベトナムについて効力を生ずる日（二十の項及び三十一の項において「ベトナム発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ブルネイを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がブルネイについて効力を生ずる日（十九の項において「ブルネイ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）

十四 環太平洋協定	十三 環太平洋協定	十二 環太平洋協定	十一 環太平洋協定	十 環太平洋協定
豚肉であつて、メキシコを原産地とするもの（環太平洋協定がメキシコ	豚肉であつて、マレーシアを原産地とするもの（環太平洋協定がマレーシアについて効力を生ずる日（二十四の項、三十二の項及び三十四の項において「マレーシア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ペルーを原産地とするもの（環太平洋協定がペルーについて効力を生ずる日（二十三の項において「ペルー発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ベトナムを原産地とするもの（環太平洋協定がベトナムについて効力を生ずる日（二十二の項及び三十三の項において「ベトナム発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	豚肉であつて、ブルネイを原産地とするもの（環太平洋協定がブルネイについて効力を生ずる日（二十一の項において「ブルネイ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）

十四	環太平洋包括的及び先進的協定	<p>的協定がメキシコについて効力を生ずる日（二十三の項において「メキシコ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）</p> <p>関税率表第〇二一〇・一一号から第〇二一〇・一九号まで、第〇二一〇・九九号の一、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の（一）に掲げる物品（以下この表において「豚肉調製品」という。）であつて、オーストラリアを原産地とするもの（オーストラリア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>
十七	環太平洋包括的及び先進的協定	<p>豚肉調製品であつて、チリを原産地とするもの（チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>
十六	環太平洋包括的及び先進的協定	<p>豚肉調製品であつて、シンガポールを原産地とするもの（シンガポール発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>
十五	環太平洋包括的及び先進的協定	<p>豚肉調製品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>

十五	環太平洋協定	<p>について効力を生ずる日（二十五の項において「メキシコ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）</p> <p>関税率表第〇二一〇・一一号から第〇二一〇・一九号まで、第〇二一〇・九九号の一、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の（一）に掲げる物品（以下この表において「豚肉調製品」という。）であつて、アメリカ合衆国を原産地とするもの（アメリカ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>
十九	環太平洋協定	<p>豚肉調製品であつて、チリを原産地とするもの（チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>
十八	環太平洋協定	<p>豚肉調製品であつて、シンガポールを原産地とするもの（シンガポール発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>
十七	環太平洋協定	<p>豚肉調製品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>
十六	環太平洋協定	<p>豚肉調製品であつて、オーストラリアを原産地とするもの（オーストラリア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>

十八	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
十九	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉調製品であつて、ブルネイを原産地とするもの（ブルネイ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉調製品であつて、ベトナムを原産地とするもの（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉調製品であつて、ペルーを原産地とするもの（ペルー発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉調製品であつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉調製品であつて、メキシコを原産地とするもの（メキシコ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋包括的及び先進的協定	その他のホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める数量以内のもの、関税割当

二十	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、ブルネイを原産地とするもの（ブルネイ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、ベトナムを原産地とするもの（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、ペルーを原産地とするもの（ペルー発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋協定	豚肉調製品であつて、メキシコを原産地とするもの（メキシコ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十	環太平洋協定	その他のホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める数量以内のもの、関税割当

	二十 五 環太平洋包括的 及び先進的協定	二十 六 環太平洋包括的 及び先進的協定	二十 七 環太平洋包括的 及び先進的協定	二十 八 環太平洋包括的 及び先進的協定
調製粉乳用ホエイ、法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けるもの（第三十二条第二項第二号に掲げる物品に限る。） 以外のものをいう。次項において同じ。）のうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%以上四十五%未満のもの 関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	関税率表第〇四〇七・一一号の一及び第四四〇七・一二号の一に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）	関税率表第四四一〇・一一号の一に掲げる物品のうち加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないものであつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）	関税率表第四四一〇・一一号の一に掲げる物品のうち加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないものであつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）

	二十 七 環太平洋協定	二十 八 環太平洋協定	二十 九 環太平洋協定	三十 環太平洋協定
調製粉乳用ホエイ、法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けるもの（第三十二条第二項第二号に掲げる物品に限る。） 以外のものをいう。次項において同じ。）のうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%以上四十五%未満のもの 関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの	関税率表第〇四〇七・一一号の一及び第四四〇七・一二号の一に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）	関税率表第四四一〇・一一号の一に掲げる物品のうち加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないものであつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）	関税率表第四四一〇・一一号の一に掲げる物品のうち加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないものであつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）

二十 九	環太平洋包括的 及び先進的協定	三十	環太平洋包括的 及び先進的協定	三十 一	環太平洋包括的 及び先進的協定
<p>関税率表第四四一〇・一一号の一に掲げる物品のうち加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの及び関税率表第四四一〇・一二号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>	<p>関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>	<p>関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品（財務省令で定めるもの）にあつては、同号の二の(二)に掲げるもののうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメートル未満のものに限る。）並びに関税率表第四四一二・三三号、第四四一二・</p>			

三十 一	環太平洋協定	三十 二	環太平洋協定	三十 三	環太平洋協定
<p>関税率表第四四一〇・一一号の一に掲げる物品のうち加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの及び関税率表第四四一〇・一二号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>	<p>関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）</p>	<p>関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品（財務省令で定めるもの）にあつては、同号の二の(二)に掲げるもののうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメートル未満のものに限る。）並びに関税率表第四四一二・三三号、第四四一二・</p>			

三十	環太平洋包括的及び先進的協定	三十四号及び第四四一二・三九号の二の(二)に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの(ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの(マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの(カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、チリを原産地とするもの(チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの(ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋包括的及び先進的協定	課税価格が基準価格未満の豚肉(環太平洋包括的及び先進的協定発効年

三十	環太平洋協定	三十四号及び第四四一二・三九号の二の(二)に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの(ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの(マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの(カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、チリを原産地とするもの(チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの(ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)
三十	環太平洋協定	課税価格が基準価格未満の豚肉(環太平洋協定発効年度の初日から起算

度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるものに限る。）

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

(省略)

別表第七一号の次に次の一号を加える。

七一の二	関税暫定措置法第八条の七(経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)の規定による承認の申請
------	--

(省略)

(経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正)

第八条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)の一部を次のように改正する。

(省略)

第一条第一項中「関税暫定措置法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同条第三項中「締約国」の下に「(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。別表第一の九の項(二九)において同じ。)」を加え、同条第十項中「掲げる物品」の下に「並びに同表の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項(九)及び(二六)に掲げる物品」を加え、同条に次の一項を加える。

して四年を経過した日以後に輸入申告がされるものに限る。)

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 同上

同上

別表第七一号の次に次の一号を加える。

七一の二	関税暫定措置法第八条の七(環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)の規定による承認の申請
------	--

同上

(経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正)

第八条 同上

同上

第一条第一項中「関税暫定措置法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同条第三項中「締約国」の下に「(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。別表第一の九の項(三八)において同じ。)」を加え、同条第十項中「掲げる物品」の下に「並びに同表の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項(一一)及び(三五)に掲げる物品」を加え、同条に次の一項を加える。

11 別表第一の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一
項割当ての対象となる同項(九)に掲げる物品に係る第五項の規
定の適用については、同項中「当該一定の数量」とあるのは、「
当該一定の数量として農林水産省令で定める数量」とする。
第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(関税割当てをする物品)

第一条 関税暫定措置法(以下「法」という。)第八条の六第一項
に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の下欄に掲げる
物品とする。

2 法第八条の六第二項に規定する政令で定める物品は、別表第三
の各項の下欄又は別表第四の下欄に掲げる物品とする。
別表第一中「第一条」の下に、「第二条」を加え、同表に次のよ
うに加える。

九	環太平洋パ ートナーシ ップに 関する包 括的及び 先進的 な協定 (以下「 環太平洋 包括的 及び先 進的協 定」とい う。)	(一) 関税率表第〇四〇二・一〇号 及び第〇四〇二・二一 号の二に 掲げる物 品(関税 割当制 度に関 する政 令別表 第〇四 〇二・ 一〇号 及び第 〇四〇 二・二 一 号の項 で定め る数量 以内の もの並 びに飼 料用の ものを 除く。)並 びに関 税率表 第〇四 〇二・ 二九号 の二に 掲げる 物品の うち、 独立行 政法人 農畜産 業振興 機構が 畜産 経営の 安定に 関する 法律(昭 和三 十六年 法律第 百八十 三号)第 一七条 第一項 (指定 乳製品 等の輸 入)に 規定す る数量 の範囲 内で輸 入する もの及 び同条 第二項
---	---	---

11 別表第一の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一
項割当ての対象となる同項(一一)に掲げる物品に係る第五項の
規定の適用については、同項中「当該一定の数量」とあるのは、
「当該一定の数量として農林水産省令で定める数量」とする。
第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(関税割当てをする物品)

第一条 同 上

2 同 上
別表第一中「第一条」の下に、「第二条」を加え、同表に次のよ
うに加える。

九	環太平洋パ ートナーシ ップ協 定(以下 「環太 平洋協 定」と いう。)	(一) 関税率表第〇四〇二・一〇号 及び第〇四〇二・二一 号の二に 掲げる物 品(関税 割当制 度に関 する政 令別表 第〇四 〇二・ 一〇号 及び第 〇四〇 二・二 一 号の項 で定め る数量 以内の もの並 びに飼 料用の ものを 除く。)並 びに関 税率表 第〇四 〇二・ 二九号 の二に 掲げる 物品の うち、 独立行 政法人 農畜産 業振興 機構が 畜産 経営の 安定に 関する 法律(昭 和三 十六年 法律第 百八十 三号)第 一七条 第一項 に規定 する数 量の 範囲内 で輸入 するも の及び 同条第 二項に 規定す る農林 水産大 臣
---	--	---

に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（以下「機構輸入品」という。）並びに同令別表第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(二) 関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもので、チョコレート原料として使用するもの

(三) 関税率表第〇四〇二・二一号の一及び第〇四〇二・二九号の一に掲げる物品並びに関税率表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）のうち、機構輸入品以外のもの

(四) 関税率表第〇四〇二・九一号の一の(二)及び二に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・九一号の項で定める数量以内のもの以外のもので、常温（おおむね一度から三二度までをいう。）において液状であるもの

(五) 関税率表第〇四〇二・九九号

の承認を受けて輸入するもの（以下「機構輸入品」という。）並びに同令別表第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(二) 関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもので、チョコレート原料として使用するもの

(三) 関税率表第〇四〇二・二一号の一及び第〇四〇二・二九号の一に掲げる物品並びに関税率表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）のうち、機構輸入品以外のもの

(四) 関税率表第〇四〇二・九一号の一の(二)及び二に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・九一号の項で定める数量以内のもの以外のもので、常温（おおむね一度から三二度までをいう。）において液状であるもの

(五) 関税率表第〇四〇二・九九号

の(二)及び二に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもの

(六)

無機質濃縮ホエイ(関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもの、かつ、無機質を濃縮したホエイであつて、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める無機質を濃縮したホエイに係る数量以内のもの以外のもので、灰分の含有率が一%以上のものをいう。(七)において同じ。)のうち環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づきオーストラリアからの産品とされるもの(以下「オーストラリア産品」という。)

の(二)及び二に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもの

(六)

無機質濃縮ホエイ(関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもの、かつ、無機質を濃縮したホエイであつて、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める無機質を濃縮したホエイに係る数量以内のもの以外のもので、灰分の含有率が一%以上のものをいう。(七)及び(一〇)において同じ。)のうち環太平洋協定の規定に基づきアメリカ合衆国からの産品とされるもの(以下「アメリカ産品」という。)

(七)

無機質濃縮ホエイのうち環太平洋協定の規定に基づきオーストラリアからの産品とされるもの(以下「オーストラリア産品」という。)

(八)

ホエイパーミエイト(関税率表第〇四〇四・一〇号の一の(一)に掲げる物品のうち、機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令別表

(七) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパ
ーミエイト（関税率表第〇四〇
四・一〇号の(一)に掲げる物
品のうち、機構輸入品、無機質
を濃縮したホエイ、関税割当制
度に関する政令別表第〇四〇四
・一〇号の項で定めるホエイ及
び調製ホエイのうち無機質を濃
縮したホエイ以外のもので関税
暫定措置法施行令（昭和三十五
年政令第六十九号）第一条（配
合飼料の指定）に規定する配合
飼料の製造に使用するものに係
る数量以内のもの並びに同表第

第〇四〇四・一〇号の項で定め
るホエイ及び調製ホエイのうち
無機質を濃縮したホエイ以外の
もので関税暫定措置法施行令（
昭和三十五年政令第六十九号）
第一条に規定する配合飼料の製
造に使用するものに係る数量以
内のもの並びに同表第〇四〇四
・一〇号及び第〇四〇四・九〇
号の項で定める数量以内のもの
以外のもので、たんぱく質の含
有率が五%未満のものをいう。
（一〇）において同じ。）のう
ちアメリカ産品

(九) 乳幼児用調製粉乳用ホエイ（
関税率表第〇四〇四・一〇号の
一に掲げる物品（機構輸入品、
無機質を濃縮したホエイ並びに
関税割当制度に関する政令別表
第〇四〇四・一〇号の項で定め
るホエイ及び調製ホエイのうち
無機質を濃縮したホエイ以外の
もので関税暫定措置法施行令第
一条に規定する配合飼料の製造
に使用するものに係る数量以内
のものを除く。）及び関税率表
第〇四〇四・九〇号の一に掲げ
る物品（関税割当制度に関する

○四〇四・一〇号及び第○四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、たんばく質の含有率が五%未満のものをいう。)及び乳幼児用調製粉乳用ホエイ(関税率表第○四〇四・一〇号の一に掲げる物品(機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ並びに関税割当制度に関する政令別表第○四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの)で関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のものを除く。)及び関税率表第○四〇四・九〇号の一に掲げる物品(関税割当制度に関する政令別表第○四〇一・一〇号、第○四〇一・二〇号、第○四〇一・四〇号、第○四〇一・五〇号、第○四〇三・一〇号、第○四〇三・九〇号、第○四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、

政令別表第○四〇一・一〇号、第○四〇一・二〇号、第○四〇一・四〇号、第○四〇一・五〇号、第○四〇三・一〇号、第○四〇三・九〇号、第○四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの並びに同令別表第○四〇四・一〇号及び第○四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものをいう。(一〇)において同じ。)のうちアメリカ産品

第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項で定める数量以内のものを除く。)のうち、砂糖を加えたもの並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものをいう。
()のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づきニュージールランドからの産品とされるもの(一一)において「ニュージールランド産品」という。

(八) 関税率表第〇四・〇五項に掲げる物品のうち、機構輸入品並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項で定める

(一〇) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト及び乳幼児用調製粉乳用ホエイのうち、環太平洋協定の規定に基づきニュージールランドからの産品とされるもの(一五)において「ニュージールランド産品」という。

(一一) 関税率表第〇四・〇五項に掲げる物品のうち、機構輸入品並びに関税割当制度に関する政令別表第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項で定め

数量以内のもの以外のもの

(九)

関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品（乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。））、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの並びにクリームチーズ（軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうち占める水分の割合及び全重量のうち占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STANDARD 二七五―一九七三）に定める最小含有率を超えるものに限る。）を除く。）のうちシュレツドチーズの原料として使用するもの

る数量以内のもの以外のもの

(一一)

関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げる物品（乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。））、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの並びにクリームチーズ（軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分のうちに占める乳脂肪分の割合、無脂肪ベースでの全重量のうち占める水分の割合及び全重量のうち占める乾燥固形分の割合が、それぞれコーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STANDARD 二七五―一九七三）に定める最小含有率を超えるものに限る。）を除く。）のうちシュレツドチーズの原料として使用するもの

(一二)

関税率表第〇四〇六・三〇

(一〇) 関税率表第〇四〇六・三〇

号に掲げる物品のうちオースト
ラリア産品

(一一) 関税率表第〇四〇六・三〇

号に掲げる物品のうちニュージ
ーランド産品

(一二) 煎っていない麦芽（関税率表

第一一〇七・一〇号に掲げる物
品のうち関税割当制度に関する
政令別表第一一〇七・一〇号及
び第一一〇七・二〇号の項で定
める数量以内のもの以外のもの
で、泥炭でくん蒸したものの以外
のものをいう。(一三)におい
て同じ。)のうちオーストラリ
ア産品

(一三) 煎っていない麦芽のうち環太

平洋包括的及び先進的協定の規
定に基づきカナダからの産品と
されるもの(一五)において
「カナダ産品」という。)

(一四) 煎った麦芽（関税率表第一

一〇七・二〇号に掲げる物品の
うち関税割当制度に関する政令

号に掲げる物品のうちアメリカ
産品

(一四) 関税率表第〇四〇六・三〇

号に掲げる物品のうちオースト
ラリア産品

(一五) 関税率表第〇四〇六・三〇

号に掲げる物品のうちニュージ
ーランド産品

(一六) 煎っていない麦芽（関税率表

第一一〇七・一〇号に掲げる物
品のうち関税割当制度に関する
政令別表第一一〇七・一〇号及
び第一一〇七・二〇号の項で定
める数量以内のもの以外のもの
で、泥炭でくん蒸したものの以外
のものをいう。(一七)及び(一
八)において同じ。)のうち
アメリカ産品

(一七) 煎っていない麦芽のうちオー

ストラリア産品

(一八) 煎っていない麦芽のうち環太

平洋協定の規定に基づきカナダ
からの産品とされるもの(二
一)において「カナダ産品」と
いう。)

(一九) 煎った麦芽（関税率表第一

一〇七・二〇号に掲げる物品の
うち関税割当制度に関する政令

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のものをいう。(一五)において同じ。)のうちオーストラリア産品

(一五) 煎った麦芽のうちカナダ産品

(一六) 関税率表第一一〇八・一二号から第一一〇八・二〇号まで、第一九〇一・二〇号の一の(二)のDの(b)及び第一九〇一・九〇号の一の(二)のDの(b)に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項で定める数量以内のもの(一七)において「関税割当でん粉」という。)以外のもの

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のものをいう。(二〇)及び(二一)において同じ。)のうちアメリカ産品

(二〇) 煎った麦芽のうちオーストラリア産品

(二一) 煎った麦芽のうちカナダ産品

(二二) 関税率表第一一〇八・一二号から第一一〇八・二〇号まで、第一九〇一・二〇号の一の(二)のDの(b)及び第一九〇一・九〇号の一の(二)のDの(b)に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項で定める数量以内のもの(二三)から(二五)までにおいて「関税割当でん粉」という。)以外のもの

(二三) 関税率表第一一〇八・一二号及び第一一〇八・一三号に掲げる物品のうち関税割当でん粉

以外のもの（アメリカ産品に限る。）

(二四) 関税率表第一〇八・二〇号に掲げる物品のうち関税割当でん粉以外のもの（アメリカ産品に限る。）

(二五) 関税率表第一〇八・二〇号に掲げる物品のうち関税割当でん粉以外のもの（環太平洋協定の規定に基づきチリからの産品とされるものに限る。）

(二六) 関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一号及び第一七〇一・九九号に掲げる物品、関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品（分蜜糖に限る。）、同号の二に掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）、同号の五の(二)のAに掲げる物品並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）のうち、農林水産省令で定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関する農林水産大臣の証明書が添

(二七) 関税率表第一〇八・二〇号に掲げる物品のうち関税割当でん粉以外のもの（環太平洋協定的及び先進的協定の規定に基づきチリからの産品とされるものに限る。）

(二八) 関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一号及び第一七〇一・九九号に掲げる物品、関税率表第一七〇二・九〇号の一に掲げる物品（分蜜糖に限る。）、同号の二に掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）、同号の五の(二)のAに掲げる物品並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）のうち、農林水産省令で定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関する農林水産大臣の証明書が添

付されたもの

(二九) 関税率表第一七〇一・一三
号及び第一七〇一・一四号の一
の(二)に掲げる物品のうち、小売
用の容器入りにしたもので一個
の正味重量が一キログラム以下
のもの

(二〇) 関税率表第一七〇二・九〇

号の二に掲げる物品(分蜜糖の
ものを除く。)、関税率表第一
九〇一・二〇号の二の(三)のAの
(b)に掲げる物品(米粉調製品及
び小麦粉調製品を除く。)、関
税率表第一九〇一・九〇号の二
の(一)のAの(a)に掲げる物品(各
成分のうち砂糖の重量が最大の
もの以外のものに限るものとし
、加圧容器入りにしたホイップ
ドクリームを除く。)、同号の
二の(三)のAの(b)に掲げる物品(
米粉調製品及び小麦粉調製品を
除く。)、関税率表第二一〇一

付されたもの

(二七) 関税率表第一七〇一・一三
号及び第一七〇一・一四号の一
の(二)に掲げる物品のうち、小売
用の容器入りにしたもので一個
の正味重量が一キログラム以下
のもの

(二八) 関税率表第一七〇二・三〇

号の二、第一七〇二・四〇号の
二、第一七〇二・六〇号の二及
び第一七〇二・九〇号の五の(二)
のBの(c)に掲げる物品のうちア
メリカ産品

(二九) 関税率表第一七〇二・九〇

号の二に掲げる物品(分蜜糖の
ものを除く。)、関税率表第一
九〇一・二〇号の二の(三)のAの
(b)に掲げる物品(米粉調製品及
び小麦粉調製品を除く。)、関
税率表第一九〇一・九〇号の二
の(一)のAの(a)に掲げる物品(各
成分のうち砂糖の重量が最大の
もの以外のものに限るものとし
、加圧容器入りにしたホイップ
ドクリームを除く。)、同号の
二の(三)のAの(b)に掲げる物品(
米粉調製品及び小麦粉調製品を
除く。)、関税率表第二一〇一

・一二号の一の(一)及び二の(二)のAの(b)並びに第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイに掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)、同号の二の(二)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品(各成分のうち関税率表第一二一二・二一〇号の物品の重量が最大のものを除く。)並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品

(二二) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキラメル以外のもの

(二二) 関税率表第一八〇六・一〇号の一に掲げる物品

(二三) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(一)のAに掲げる物品

(二四) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(一)のBに掲げる物品

(二五) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

・一二号の一の(一)及び二の(二)のAの(b)並びに第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイに掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)、同号の二の(二)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品(各成分のうち関税率表第一二一二・二一〇号の物品の重量が最大のものを除く。)並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品

(三〇) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキラメル以外のもの

(三一) 関税率表第一八〇六・一〇号の一に掲げる物品

(三二) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(一)のAに掲げる物品

(三三) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(一)のBに掲げる物品

(三四) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(二六) (二五) に掲げる物品で、
チョコレート^(二六)の原料として使用
するもの

(二七) 関税率表第一八〇六・三一
号、第一八〇六・三二号の一及
び第一八〇六・九〇号の一に掲
げる物品

(二八) 関税率表第一八〇六・三二
号の二の(一)及び第一八〇六・九
〇号の二の(二)のAに掲げる物品

(二九) 混合物及び練り生地等(関
税率表第一九〇一・二〇号の二
の(二)のAに掲げる物品、同号の
二の(三)のAに掲げる物品(小麦
粉調製品に限る。)及び同号の
二の(三)のBに掲げる物品(小売
用の容器入りにしたもの(容器
とも^(二九)の一個の重量が五〇〇グラ
ム以下のものに限る。))を除く
ものとし、小麦粉調製品に限る
(^(二九))をいう。)(^(二九))のうち、環太平
洋包括的及び先進的協定の規定
に基づき環太平洋包括的及び先
進的協定の我が国以外の締約国
からの産品とされるもの

(三五) (三四) に掲げる物品で、
チョコレート^(三五)の原料として使用
するもの

(三六) 関税率表第一八〇六・三一
号、第一八〇六・三二号の一及
び第一八〇六・九〇号の一に掲
げる物品

(三七) 関税率表第一八〇六・三二
号の二の(一)及び第一八〇六・九
〇号の二の(二)のAに掲げる物品

(三八) 混合物及び練り生地等(関
税率表第一九〇一・二〇号の二
の(二)のAに掲げる物品、同号の
二の(三)のAに掲げる物品(小麦
粉調製品に限る。)及び同号の
二の(三)のBに掲げる物品(小売
用の容器入りにしたもの(容器
とも^(三八)の一個の重量が五〇〇グラ
ム以下のものに限る。))を除く
ものとし、小麦粉調製品に限る
(^(三八))をいう。)(^(三八))において
同じ。)(^(三八))のうち、環太平洋協定
の規定に基づき環太平洋協定の
我が国及びアメリカ合衆国以外
の締約国からの産品とされるもの
(^(三九))
の
ち、アメリカ産品

(三〇) 関税率表第一九〇一・九〇
号の二の(一)のAの(a)に掲げる物
品(各成分のうち砂糖の重量が
最大のものに限る。)

(三一) 関税率表第一九〇一・九〇
号の二の(一)のAの(b)に掲げる物
品

(三二) 関税率表第一九〇一・九〇
号の二の(三)のAに掲げる物品及
び同号の二の(三)のBに掲げる物
品(小売用の容器入りにしたも
の(容器とも)の一個の重量が五
〇〇グラム以下のものに限る。
(を除く。))のうち、小麦粉調
製品

(三三) 関税率表第一九〇二・一九
号の二に掲げる物品のうちうど
ん、そうめん及びそば

(三四) 関税率表第二〇〇五・四〇
号の二の(二)、第二〇〇五・五一
号の二の(二)及び第二〇〇五・九
九号の二の(一)のBに掲げる物品

(三五) 関税率表第二一〇六・九〇
号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)の
IIに掲げる物品及び同号の二の
(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの(II)に
掲げる物品(砂糖を除く各成分
のうち、ソルビトールの重量が

(四〇) 関税率表第一九〇一・九〇
号の二の(一)のAの(a)に掲げる物
品(各成分のうち砂糖の重量が
最大のものに限る。)

(四一) 関税率表第一九〇一・九〇
号の二の(一)のAの(b)に掲げる物
品

(四二) 関税率表第一九〇一・九〇
号の二の(三)のAに掲げる物品及
び同号の二の(三)のBに掲げる物
品(小売用の容器入りにしたも
の(容器とも)の一個の重量が五
〇〇グラム以下のものに限る。
(を除く。))のうち、小麦粉調
製品

(四三) 関税率表第一九〇二・一九
号の二に掲げる物品のうちうど
ん、そうめん及びそば

(四四) 関税率表第二〇〇五・四〇
号の二の(二)、第二〇〇五・五一
号の二の(二)及び第二〇〇五・九
九号の二の(一)のBに掲げる物品

(四五) 関税率表第二一〇六・九〇
号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)の
IIに掲げる物品及び同号の二の
(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの(II)に
掲げる物品(砂糖を除く各成分
のうち、ソルビトールの重量が

最大のものに限る。）

(三六) 関税率表第二一〇六・九〇

号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)の
Ⅲの(I)に掲げる物品(小売用の
容器入りにしたもの(容器とも
の一個の重量が五〇〇グラム以
下のものに限る。))を除く。)

(三七) 関税率表第二一〇六・九〇

号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)の
Ⅲの(II)に掲げる物品(砂糖を除
く各成分のうち、ソルビトール
の重量が最大のものを除く。)

(三八) 関税率表第二一〇六・九〇

号の二の(二)のEの(b)のイに掲げ
る物品

別表第三及び別表第四中「第一条」の下に、「第二条」を加える。

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づき
申請原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の一部改正

第九条 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

に基づく申請原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令(平成
二十六年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

経済連携協定に基づく申請原産品に係る情報の提供等に関する
法律施行令

最大のものに限る。）

(四六) 関税率表第二一〇六・九〇

号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)の
Ⅲの(I)に掲げる物品(小売用の
容器入りにしたもの(容器とも
の一個の重量が五〇〇グラム以
下のものに限る。))を除く。)

(四七) 関税率表第二一〇六・九〇

号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)の
Ⅲの(II)に掲げる物品(砂糖を除
く各成分のうち、ソルビトール
の重量が最大のものを除く。)

(四八) 関税率表第二一〇六・九〇

号の二の(二)のEの(b)のイに掲げ
る物品

別表第三中「第一条」の下に、「第二条」を加える。

別表第四中「第一条」の下に、「第二条」を加える。

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づき
申請原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の一部改正

第九条 同上

題名を次のように改める。

経済連携協定に基づく申請原産品に係る情報の提供等に関する
法律施行令

第一条中「において」の下に「「経済連携協定」、「締約国」、
」を加え、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間
の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」を「
経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律
」に、「第二条第三号から第五号まで」を「第二条第一号、第二号
又は第五号から第七号まで」に改め、「規定する」の下に「経済連
携協定、締約国、」を加える。

(省 略)

第一条の次に次の二条を加える。

(経済連携協定)

第二条 法第二条第一号(定義)の政令で定める経済連携協定は、
次のとおりとする。

- 一 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定
 - 二 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
(特定原産品誓約書の交付等に係る経済連携協定)
- 第三条 法第二条第六号(定義)の政令で定める経済連携協定は、
前条第一号に掲げる経済連携協定とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋
パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関
係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)(附則第
三項において「整備法」という。)の施行の日から施行する。
(経過措置)

- 2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日
本国について効力を生ずる日の属する年度に限り、第五条の規定に
よる改正後の関税暫定措置法施行令(以下この条及び次条において
「新暫定令」という。)第十九条の三及び第十九条の九の規定の適

第一条中「において」の下に「「経済連携協定」、「締約国」、
」を加え、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間
の協定」を「経済連携協定」に、「第二条第三号から第五号まで」
を「第二条第一号、第二号又は第五号から第七号まで」に改め、「
規定する」の下に「経済連携協定、締約国、」を加える。

同 上

第一条の次に次の二条を加える。

(経済連携協定)

第二条 同 上

一 同 上

- 二 環太平洋パートナーシップ協定
(特定原産品誓約書の交付等に係る経済連携協定)
- 第三条 同 上

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法
律の整備に関する法律(附則第三項において「整備法」という。)
の施行の日から施行する。
(経過措置)

- 2 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日
の属する年度に限り、第五条の規定による改正後の関税暫定措置法
施行令(以下この項及び次項において「新暫定令」という。)第十
九条の三及び第十九条の九の規定の適用については、新暫定令第十

用については、新暫定令第十九条の三の表中「及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量」とあるのは「及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の前日の属する旬の次の初日以後の期間に係るものに限る。）」と、新暫定令第十九条の九中「その年度の十二月一日」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日又はその年度の十二月一日のいずれか遅い日」とする。

3 整備法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する整備法第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下この条において「新暫定法」という。）第七条の八第四項に規定する政令で定める物品は、新暫定令別表第一の二十六の項の中欄に掲げる経済連携協定（新暫定法第七条の三第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同表の二十六の項の下欄に掲げる物品とする。

九条の三の表中「及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量」とあるのは「及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量（環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日の前日の属する旬の次の初日以後の期間に係るものに限る。）」と、新暫定令第十九条の九中「その年度の十二月一日」とあるのは「環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日又はその年度の十二月一日のいずれか遅い日」とする。

3 整備法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する整備法第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下この項において「新暫定法」という。）第七条の八第四項に規定する政令で定める物品は、新暫定令別表第一の二十八の項の中欄に掲げる経済連携協定（新暫定法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同表の二十八の項の下欄に掲げる物品とする。

○ 経済連携協定に基づく報復関税に関する政令（平成二十九年政令第十号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。</p> <p>（関税・外国為替等審議会令の一部改正）</p> <p>2 （省略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。</p> <p>（関税・外国為替等審議会令の一部改正）</p> <p>2 同上</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（調整規定）</p> <p>第三条 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の施行の日が平成三十年四月一日後となる場合には、第十四条第一項の改正規定中「。」の下に「第二十五条第四項の表及び」を加える」とあるのは「」の下に「第二十五条第四項の表において同じ」を加え、「同表の」を「法の別表第一の六の」に改めると、第二十五条の改正規定中「第十九条各号」とあるのは「第十九条の二各号」と、第二十六条第二項の改正規定中「別表第三」を「別表第二」とあるのは「別表第二」を「別表」と、別表第二を削り、別表第三を別表第二とする改正規定中「別表第二を削り、別表第三を別表第二」とあるのは「別表第一を削り、別表第二を別表」と、前条第一項中「別表第二」とあるのは「別表第一」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（調整規定）</p> <p>第三条 関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号。次項において「平成二十九年改正令」という。）の施行の日が平成三十年四月一日後となる場合には、第十四条第一項の改正規定中「。」の下に「第二十五条第四項の表及び」を加える」とあるのは「」の下に「第二十五条第四項の表において同じ」を加え、「同表の」を「法の別表第一の六の」に改めると、第二十五条の改正規定中「第十九条各号」とあるのは「第十九条の二各号」と、第二十六条第二項の改正規定中「別表第三」を「別表第二」とあるのは「別表第二」を「別表」と、別表第二を削り、別表第三を別表第二とする改正規定中「別表第二を削り、別表第三を別表第二」とあるのは「別表第一を削り、別表第二を別表」と、前条第一項中「別表第二」とあるのは「別表第一」とする。</p> <p>2 前項の場合において、平成二十九年改正令第五条のうち、関税暫定措置法施行令第十四条の改正規定中「提示とする」の下に「別表第一において同じ」を加え、「同表の」を「法の別表第一の六の」に」とあるのは「第二十五条第四項の表」の下に「及び別表第一」を加え」と、同令第二十五条の改正規定中「第二十五条第一項及び第二項第一号から第五号までの規定中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第六号中「第十九条の二第二号」を「第十九条第二号」に、別表第一」を「別表第二」に改め、同項第七号中「第十</p>

九条の二第八号」を「第十九条第八号又は第十六号」に改め、同条第三項中「別表第一」を「別表第二」とあるのは「第二十五条第四項の表の三の項中「第十九条の二各号」を「第十九条各号」と、同令第二十六条第二項の改正規定中「別表第二」を「別表第三」とあるのは「別表」を「別表第二」と、同令別表第二を同令別表第三とし、同令別表第一を同令別表第二とし、同表の前に一表を加える改正規定中「別表第二を別表第三とし、別表第一」とあるのは「別表」とする。